

# 犬及び猫の引取手数料改正のお知らせ

平成26年4月1日から、飼い主のいる犬及び猫について保健所へ引取りを依頼する場合には、下記のとおり手数料が必要になります。

望まれない子犬・子猫が、引き取られ、新たな飼い主が見つからない場合は、殺処分されます。引き取り手がいないことが予想される場合は、必ず不妊手術を実施してください。

## 記

### 1 手数料の額

#### (1) 犬

ア	生後91日以上1頭につき	2,050	円
イ	生後91日未満1頭につき	410	円

#### (2) 猫

ア	生後91日以上1頭につき	1,550	円
イ	生後91日未満1頭につき	310	円

### 2 手数料の納入方法

- 各保健所等にて現金で納付してください。

### 3 引取り場所

- 犬については大分県内（大分市を除く）の9箇所の保健所・保健部、猫については犬の引取り場所に加え日出町、竹田市、玖珠町、宇佐市の引取り場所（旧保健所等設置場所）。出張引取りは行いません。

### 4 引取り日時

- 犬については開庁時となります。猫については日時が指定されています。
- 引取りを依頼される場合は、必ず事前に各保健所等までお問い合わせください。

### 5 問い合わせ先

- 大分県生活環境部 食品安全・衛生課  
電話 097-506-3058 FAX 097-506-1743
- 各保健所等

名称	電話番号	名称	電話番号
東部保健所	0977-67-2511	豊肥保健所	0974-22-0162
国東保健部	0978-72-1127	西部保健所	0973-23-3133
中部保健所	0972-62-9171	北部保健所	0979-22-2210
由布保健部	097-582-0660	豊後高田保健部	0978-22-3165
南部保健所	0972-22-0562		

## 注意！！

犬や猫を捨てることは**犯罪行為**です。

法律（動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項）により処罰（**50万円以下の罰金**）されることがあります。